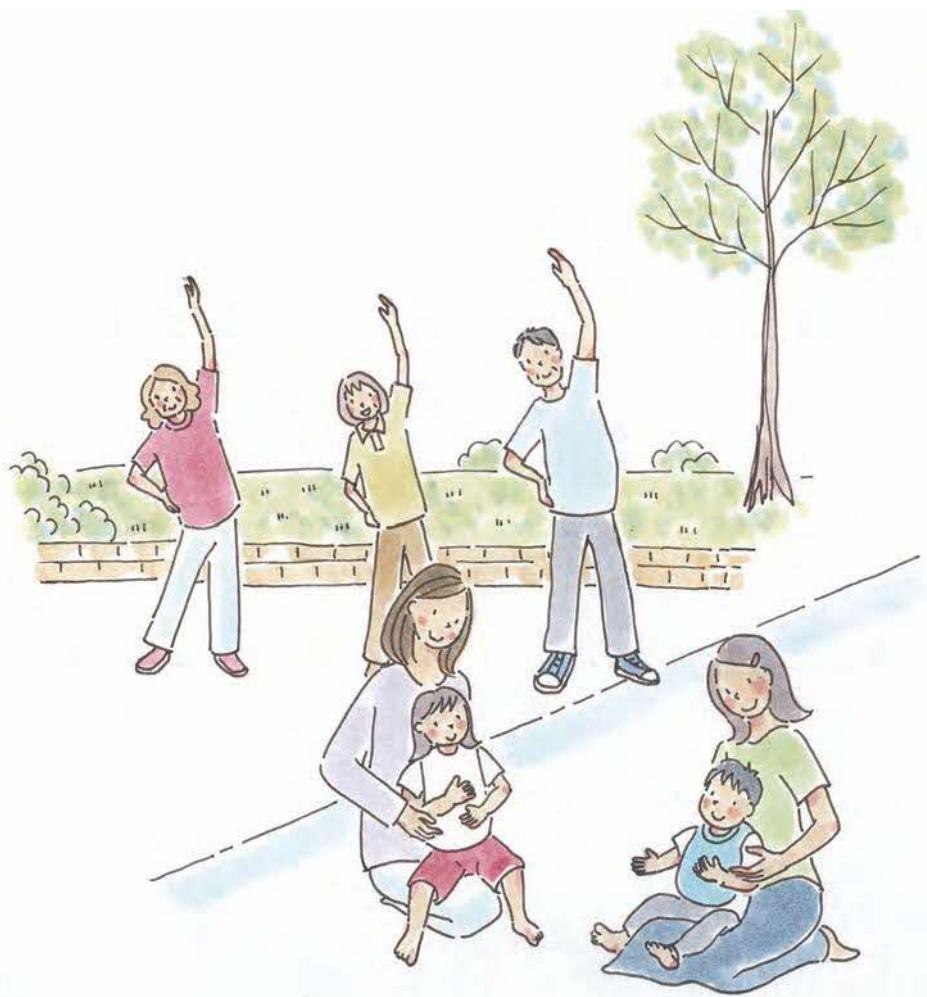
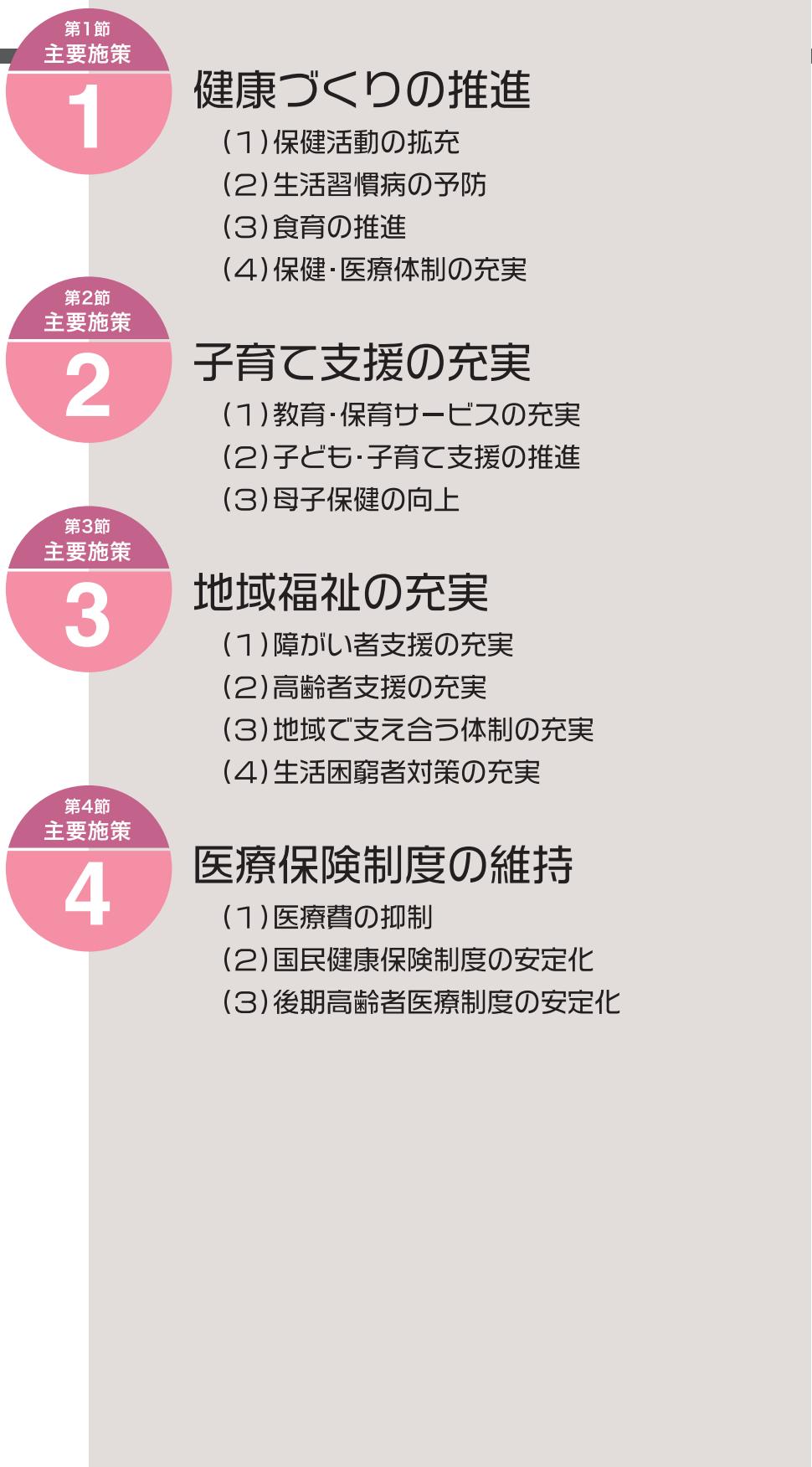


基本目標

5

健康で安心な 福祉づくり





第1節
主要施策

1

健康づくりの推進

用語解説

※1 健康寿命：世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。

※2 フッ化物洗口：フッ化物洗口液を用いてうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、むし歯を予防する方法のこと。

※3 特定健診：医療保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。

※4 特定保健指導率：特定健診においてメタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった人を対象とした生活習慣改善に向けたサポートを受けた人の割合のこと。

現状と課題

人生100年時代と言われる昨今、誰もが健やかに暮らすことができる環境をつくり健康寿命^{※1}を延ばすことが重要となっています。

少子化や核家族化の進展、地域や人とのつながりが希薄化する中、複合的な問題を抱えた母子等の相談事例が増えています。解決が難しい相談事例は、速やかに関係機関と連携し、支援する必要があります。また、関係機関と支援体制の課題を共有し、対策を検討していく必要があります。

医療機関と連携し実施している予防接種については、個別勧奨通知や広報紙、ホームページなどで周知、啓発を実施していますが、病気の予防、重症化の防止のため、予防接種の接種率向上に取り組む必要があります。

新たな感染症は、体制の構築や治療の確立までに時間を要するため、感染症がまん延し、重症化する可能性が高いことが予想されます。そのため、関係機関等との連携を図り、国等の動向を踏まえたうえで、感染症対策を講じる必要があります。

歯の健康は、健康増進を図るうえで重要です。乳幼児期からのむし歯を予防するため、本市ではフッ化物洗口^{※2}や仕上げ磨きなどを推進しており、今後も継続する必要があります。また、成人期以降における歯の喪失の主な原因是、歯周病であり、早産や糖尿病の悪化もその一因と考えられています。早産や糖尿病と歯周病との関連を周知し、歯周疾患検診を促していく必要があります。

がん検診については、市民への意識啓発と受けたくなる検診の体制づくりに努める必要があります。

近年、増加している糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、偏った食生活、運動不足、飲酒習慣、喫煙、ストレスなどが原因です。その予防のため、地域全体の健康教育等による啓発や関係機関と連携した、生活習慣改善のための支援体制の整備に取り組む必要があります。

生活習慣病の発症や重症化予防において、本市の特定健診^{※3}の受診率は、国、県平均より低いものの、特定保健指導率^{※4}は、国、県平均より高い状況にあります。今後は、検査項目の充実等による特定健診の受診率の向上や、保健指導の充実に取り組むとともに、若い人に対する健診の機会を提供し、保健指導を実施していく必要があります。

現状と課題

食生活は、個人や家庭、地域特有の食習慣の影響が大きく、子どもの頃から食に関する知識や理解を深め、食を通じて健康を考え豊かな人間性を育み、実践できるように関係機関と連携を図り、食育を推進する必要があります。

保健・医療体制については、「第7次有明地域保健医療計画」に基づき、安心して、安定的かつ継続的に医療サービスを受けられるよう、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できる体制を構築することが求められています。また、「熊本県地域医療構想」では、住み慣れた地域で医療や介護、生活支援等が一体的に受けられるよう「地域包括ケアシステム※」の構築が進められており、関係機関との連携や、在宅医療提供体制の整備、医療と介護の連携体制の充実が求められています。

保健センターは、市民に密着した健康相談、健康教育などの健康支援サービスを総合的に実施する拠点であり、市民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上を図る必要があります。

ストレス過多の現代社会の中で、誰もが心の健康を損なう可能性があります。一人一人が、心の健康問題の重要性を認識し、問題を抱える人に、身近な人が適切に対処できるよう、心の健康に関する理解を深める必要があります。

用語解説

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。



ヘルスマイトによる食育講座



がん検診の様子

主要施策の概要

1 保健活動の拡充

- 複合的な問題を抱えた母子等の相談事例が増えているため、保健、医療、福祉、地域の関係機関と連携した支援を行います。また、市を超えた広域での相互連携を図るためのネットワークを構築し、支援体制の仕組みづくりに努めます。
- 市民一人一人が、健康寿命を延ばし、健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくり推進協議会、有明保健医療福祉連携会議など関係機関との連携強化を図るとともに、各校区と連携し、健康づくり活動に取り組みます。
- 予防接種法に基づく特定のウイルスや細菌による感染症に対する免疫を獲得し、病気につからないようにするために、関係機関と連携し、予防接種の意義の啓発等により予防接種率の向上と安全な予防接種の実施体制づくりに努めます。
- 新たな感染症に対して、国や県の動向を踏まえ、感染症対策会議を通して、発症及び重症化予防のための感染症対策を講じます。
- 歯・口腔の疾患は、身体的な健康だけでなく、精神的な健康にも大きく影響するため、乳幼児期や学齢期において、フッ化物洗口や歯科指導の充実による、むし歯予防を推進します。
- 歯周病は、早産や糖尿病などを悪化させる影響を周知することで、歯周疾患検診の受診の増加につなげ、歯周病予防を推進します。
- がんによる死亡者を減少させるため、がん検診の充実を図るとともに、早期にがんを発見できるよう、受診率の向上に努めます。

2 生活習慣病の予防

- 健康寿命を延ばし生涯を通じて健やかな生活を送れるようにするために、地域全体への健康教育等による啓発や関係団体と連携し、生活習慣改善のための支援体制の整備に努めます。
- 長年かけ進行する心血管疾患に対しては、個人のライフサイクルに応じて、早期発見や早期治療、適切な生活習慣への改善など、予防できる仕組みづくりに努めます。
- 糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健診の受診率の向上や特定保健指導の充実に努めるとともに、若い人を対象とした若人健診の受診勧奨を積極的に推進します。また、医療機関と連携し、保健医療連携体制や保健指導の充実に努めます。

主要施策の概要

3 食育の推進

- 市民一人一人が健全な食生活を実践できるようにするため、食生活改善推進員(ヘルスマイト)や関係団体が、地域で実施する「食」を中心とした健康づくり活動を支援します。
- 豊かな食生活を送ることは、生涯を通じた生活の質に大きく影響するため、関係機関と連携し、市民が「食」に関する正しい知識を身に付ける機会を設け、健康的な食生活と地産地消に対する意識の醸成に努めます。

4 保健・医療体制の充実

- くまもと県北病院は、公立玉名中央病院と玉名都市医師会立玉名地域保健医療センターが経営統合し、地域の拠点病院として、令和3(2021)年3月に開院し、地域医療の充実や救急・小児医療など政策医療の提供及び災害拠点病院としての役割を担っているため、引き続き、熊本大学病院と連携した高度医療の推進を支援します。また、たまな在宅ネットワークの下、関係機関との連携を強化し、安定的かつ継続的な在宅医療サービスの提供ができるよう地域完結型医療体制※を維持します。
- くまもと県北病院に機能強化された健康管理センターと玉名都市医師会との連携の下、関係機関と協力し、疾病予防と病気の早期発見に努めます。

●新たな感染症に対して、医療機関等と連携を図りながら、発症予防や重症化予防を講じます。

●市民の健康づくりを推進するため、玉名市保健センターの設備と専門職の充実を図るとともに、スタッフの質の向上に努めます。

●実態に応じた保健活動を実施するため、保健師と管理栄養士の地区担当制により、支援を必要とする対象者の把握に努めるとともに、それぞれの健康課題に応じ保健活動の充実を図ります。

●心身の健康づくりのため、こころの健康に関する啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、気軽に相談できる場の提供に努めます。

●健康、経済、生活などの複数の問題を抱えている人の自殺を防止するため、臨床心理士による対面型相談支援事業や啓発事業を推進するとともに、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

用語解説

※地域完結型医療体制：患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特長を生かしながら役割を分担し、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目の無い医療を提供していくこうとする体制のこと。



くまもと県北病院

第2節
主要施策

2

子育て支援の充実

現状と課題

安心して子どもを産み育てることができるよう、また、次世代の主役である子どもの育ちが確実に保障されるよう、子育て環境の整備に努めています。しかしながら、核家族や共働き世帯の増加、就労形態の変化などに伴い、子育て世帯におけるニーズは多様化しており、それに対応していくことが求められています。

教育・保育ニーズに対して、適切な保育サービスを提供する必要があり、延長保育事業、一時預かり事業など実施していますが、今後も、利用者の増加が見込まれていることから、ニーズに対応できる体制を整備する必要があります。

ひとり親家庭において、子育てと仕事の両立は厳しい状況であり、就労しているものの収入は低く、経済的基盤が安定していない世帯が多いため、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障する必要があります。

近年、児童虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクト*)やドメスティック・バイオレンス(DV)が増加し、深刻な社会問題となっています。児童虐待防止に向けて気軽に相談できる窓口として「女性・子ども相談室」を令和2(2020)年4月に設置しました。引き続き、きめ細かな支援のため、関係機関と更なる連携の強化を図る必要があります。

用語解説

*ネグレクト: 育児放棄・怠慢のことで、具体的には家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどが挙げられる。



子育て支援センター

現状と課題

また、特別な支援が必要な子どもが増えており、ニーズも多様化していることから、関係機関が連携を図り、心身の発達や日常生活に困難を抱えている段階から、早期に身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備する必要があります。加えて、支援が必要な子どもの家族等への支援の充実や、特定教育・保育施設、学童保育での受入を推進する必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、育児不安、育児ストレスを抱える親や、産後うつになる母親などが増えているため、関係機関が連携し、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく実施していく必要があります。



学童保育で遊ぶ子どもたち

主要施策の概要

1 教育・保育サービスの充実

●子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、受入体制の確保や保育の質の向上、保育施設の整備に取り組みます。また、広報紙やホームページを活用し保育士の確保に努めるとともに、各種研修への参加を促し、保育士等の人材育成に取り組みます。

2 子ども・子育て支援の推進 **重点施策**

- 仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業(学童保育)など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健全な成長を保障するため、多様な家庭環境等の現状を踏まえた総合的な支援を推進します。
- 近年増加している児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)を防止するため、子ども家庭総合支援拠点となる「女性・子ども相談室」を通じて問題の早期発見に努めるとともに、「玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会」できめ細かな対応を図ります。
- 地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境を整備します。
- 療育*事業の推進のため、有明地域療育センターや、関係機関と連携し、総合的な療育指導や助言に努めます。
- 心身の発達に遅れや障がいがあり、継続的な療育等が必要な子どもや家族、また、個別に配慮が必要な子どもや家族に対応するため、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフと切れ目のない支援体制を構築します。

用語解説

*療育：療育は「発達支援」とも言われ、手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて支援をすること。

主要施策の概要

3 母子保健の向上

- 子どもを安心して産み育てることができる環境をつくるため、母子保健推進員による家庭訪問、健康診査、育児相談など切れ目ない相談体制の下、ケースに応じた保健指導や支援により、母子保健の向上を推進します。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点とし、関係機関と連携して、地域とのつながりの場を提供します。
- 子どもの健全な成長を保障し、家計の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を整えるため、中学生までの医療費無料化を継続して実施します。
- 産後の母子に対して、心身のケアを目的に、安心して子育てができる支援体制の確保のための産後ケア事業に取り組みます。
- 子どもを望む夫婦に対して、今後の保険適用への移行も見据えつつ、適用外の不妊治療に係る経済的負担の軽減のため支援を行います。



伊倉保育所の子どもたち

第3節
主要施策

3

地域福祉の充実

現状と課題

障がい者福祉について、「玉名市障がい者計画」、「玉名市障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、福祉サービスを提供しています。今後も、障がい者（身体、知的、精神、発達）の自立支援や家族の負担軽減のため、多様なニーズに対応するための必要な福祉サービスの量の確保や質の充実を図る必要があります。

また、障がい福祉サービスの仕組みは、障がいの特性に合わせて、多様であり複雑であるため、障がいの特性に配慮し、きめ細かな情報提供を継続する必要があります。

さらに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、障がいに対する理解を深める必要があります。

高齢者福祉について、後期高齢者の増加とともに、要介護（要支援）認定者が更に増加することが予測されます。介護サービスは、「玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、提供しています。要介護（要支援）認定者が、適正なサービスを十分利用できるよう、介護人材やサービスの提供量の安定確保と、安心して利用できるようにサービスの質の向上に取り組む必要があります。

令和3(2021)年3月に策定した「第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の調査では、総合事業候補者※1が男女とも6割を超える、また、フレイル該当者※2は市全体で2割程度存在することが分かりました。生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりを推進するため介護予防を推進する必要があります。

また、高齢者自身で生活の質を高め、充実した高齢期を送れるよう、生きがいづくり活動を支援し、高齢者の地域参加、社会参加の促進に取り組む必要があります。

高齢世帯の増加や近隣住民との関係の希薄化などにより孤立する高齢者や、超高齢社会の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加が見込まれます。認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、支え合える環境を整備し、高齢者見守りの更なる充実を図る必要があります。

用語解説

※1 総合事業候補者：要支援1、2及び基本チェックリスト（高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかをチェックする質問リストのこと）に該当する人のこと。

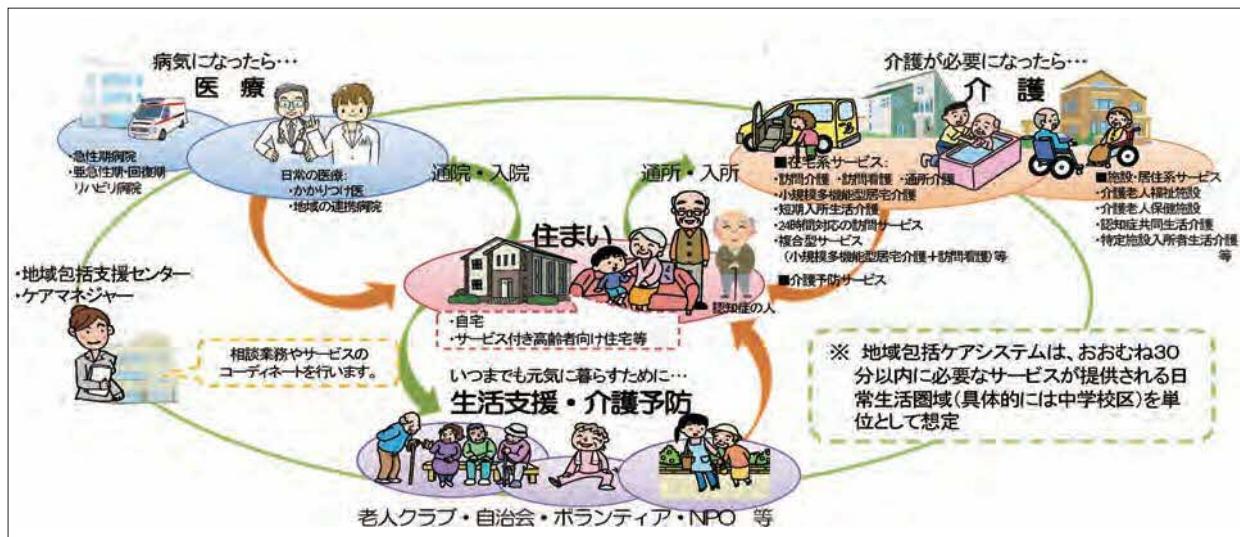
※2 フレイル該当者：加齢による虚弱な人のこと。

現状と課題

包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受け、各種の介護・福祉サービスの紹介や調整を行い、医療や福祉など関係機関等と連携して、問題の解決に取り組んでいます。今後も、要介護高齢者や認知症高齢者が増加することなどを踏まえ、医療と介護の連携や認知症への対応が更に重要になり、介護に取り組む家族に対する相談・支援体制の充実が求められていることから更なる体制強化を図る必要があります。

高齢により通院が困難で、また、運転免許証の自主返納をした場合でも外出できる移動手段の確保が求められています。

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の下、生活困窮者の個々の実情に応じた援助、自立支援を実施しています。生活困窮者の生活基盤は経済的、社会的に非常に不安定であり、関係機関と連携し、生活の安定に向けた生活保護制度の活用や、相談、援助、指導が必要です。また、複雑な問題を抱えた生活困窮者が多いため、問題解決に向けて、専門職を適切に配置し、計画的にまた継続的に支援する必要があります。



地域包括ケアシステムが機能した日常生活圏域のイメージ図(資料:厚生労働省)

主要施策の概要

1 障がい者支援の充実

- 障がい者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指して、市民や関係団体と協働し、地域で生活するうえでの様々な課題の解決に取り組みます。
- 障がい者が、障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進します。
- 障がい者の日常生活を支援するため、荒尾・玉名地域の2市4町での相談支援事業や手話通訳者の設置、移動支援などを実施します。
- 障がい者の在宅での生活環境の向上やその家族の負担軽減のため、玉名市住宅改造助成事業及び玉名市居宅生活動作補助用具給付等事業などにより、在宅での自立支援を促進します。

●障がい者が適切に福祉サービスが利用できるよう、広報紙やホームページなどによる周知や、市役所窓口で「障がい福祉のしおり」等を配布し、分かりやすい説明に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、情報提供の充実を図ります。

●障がい者の権利擁護を推進するため、「玉名市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」などを踏まえ、障がい者に対する市民の理解促進に努めます。



手話通訳者による窓口対応

主要施策の概要

2 高齢者支援の充実 重点施策

- 介護を必要とする高齢者が、適正な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知に努め、また、介護サービス提供事業者等と連携し、サービスの提供量の確保に努めるとともに、質の向上を図ります。また、低所得者への支援に取り組みます。
- 社会福祉法人等の事業所実地指導、監査等を通して事業運営の適正化と透明性の確保に努めます。また、介護人材の確保については、介護サービスの事業所に対する調査を実施し、実態の把握に努めます。
- 高齢者一人一人がその人らしく暮らすことができるよう、元気の度合い等に応じ、様々な介護予防活動(自立支援や認知症の予防活動など)の場を提供します。また、持続的に活動を推進していくため、これらを支援する人材の育成を図ります。
- 生涯現役社会を実現するため、清掃活動、独居老人宅訪問、伝統行事への参加など、地域貢献活動を実施する老人クラブ等の活動を支援するとともに、個々の経験や特技などを生かした就労の機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者の安全・安心を確保するため、関係機関や民間事業者と連携を強化し、高齢者の見守りネットワークを構築します。

- 認知症になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制の構築を推進します。また、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の支援につなげるため、認知症サポートーやたまな認知症応援団の養成、認知症カフェの設置を促進します。
- 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等や高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として「玉名市包括支援センター」の更なる充実を図ります。
- 高齢者を対象とした移動支援として外出支援サービスや福祉バスの運行を行い、移動手段の確保に努めます。



世界アルツハイマーにおける周知・啓発の様子

主要施策の概要

3 地域で支え合う体制の充実

- 高齢者ができる限り介護を必要とせずに安心して生活できるよう、社会福祉協議会や包括支援センターとの連携を強化し、地域における介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- 災害時に避難行動要支援者（災害時要援護者）に応じた避難所に誘導できるよう、平常時から支援が必要な高齢者や障がい者などの実態を把握し、支援に向けて関係団体との連携や調整に努めます。
- 高齢者等の判断能力が低下している人などへの権利擁護のため、関係機関や地域と連携して成年後見制度^{*1}の利用促進を図るとともに、総合的な取組を実施します。
- 児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）、高齢者、障がい者などへの虐待など深刻な社会問題を解決するため、関係機関や地域と連携を強化します。

- 移動に困難を伴う人の外出を支援するため、関係団体と連携しサービスの充実に努めます。
- 誰もが住みやすいまちづくりを推進するため、すべての施策においてユニバーサルデザイン^{*2}の考え方を基本とし、広報等を通じてユニバーサルデザインの普及に努めます。

用語解説

^{*1} 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法的に守り、支える制度のこと。

^{*2} ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。



介護予防教室



通いの場の様子

主要施策の概要

4 生活困窮者対策の充実

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が生活保護を申請する前の支援として、「玉名市生活困窮者自立支援調整会議」において、個々の実情に応じた支援プランを作成し、計画的に支援します。
- 「玉名市生活困窮者支援会議」では、生活困窮者自立支援法に基づき、本人の同意を必要とせず個人情報を関係者間で共有することで、より早期に問題の把握、解決に向けて支援します。

- 多様化・複雑化する問題に対応するため、関係機関と連携し相談体制を強化することで、問題解決に向けた重層的な支援に努めます。
- 要保護世帯の実情に応じた援助や自立支援を推進するため、関係機関と連携した相談、援助、指導に当たるとともに、被保護者の健康管理支援に努め、医療扶助など生活保護制度の更なる適正運用を図ります。

～あなたの困りを安心に～

「つながる」シート



相談受付日	令和 年 月 日	受付	部署名: 担当者:
-------	----------	----	--------------

■どんな事について、お困りですか。

ご相談されたい内容に、○をおつけください。一番お困りのことには、◎をおつけください。

1 病院代(医療費が払えない)	7 家庭内の暴力のこと
2 公共料金が払えない(電気、ガス、水道等)	8 仕事のこと
3 税金が払えない	9 病気や健康のこと
4 住宅の家賃が払えない	10 食べるものがない
5 借金・生活費のこと	11 住むところがない
6 夫・妻・パートナー家族のこと	
12 その他: []	

■同意書欄 ・ **当事者欄** (どちらかに○をおつけください。)

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる裏面の関係機関(者)と情報共有し、連絡・集約することに<同意します 同意しません

住所	電話	
ふりがな	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
氏名		

■来談者が本人以外の場合に記入してください。

住所	電話	
ふりがな	ご本人との の関係	本人との職柄 () その他 ()
氏名		

連携して市民の悩みをできる限り早期に解決することを目的とした「つながるシート」



フードドライブ*による大学生の支援

用語解説

*フードドライブ:家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

第4節
主要施策

4

医療保険制度の維持

現状と課題

医療提供体制の機能充実、医学の進歩による医療の高度化、画期的新薬の登場などにより、医療費は年々上昇傾向にあります。

今後も、レセプト点検^{※1}の強化に伴う適正な医療給付や健診の受診率向上による重症化の予防のほか、ジェネリック医薬品^{※2}の使用促進を図り、医療保険制度の歳出抑制と、被保険者の健康保持を目的とした事業を展開し、保険者としての責務を果たしていく必要があります。

また、被保険者の所得の低下などによる保険税(料)滞納が、保険財政状況を悪化させる要因の一つとなっていることから、安定した財政運営のため納税(収納)対策を強化する必要があります。

令和7(2025)年に、団塊の世代^{※3}が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会がピークを迎えるため、効果的な健康支援を実施することで、医療費を抑制する必要があります。

用語解説

※1 レセプト点検：レセプト(患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療報酬の明細書)に記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうか等を審査、点検すること。

※2 ジェネリック医薬品：特許権の期間が終了してから開発された、同じ成分を含む薬品。

※3 団塊の世代：日本において昭和22(1947)年～昭和24(1949)年の3年間に生まれた第一次ベーブームの世代のこと。



主要施策の概要

1 医療費の抑制

- 適正受診を促進するため、レセプト点検や訪問指導の充実を図ります。
- 被保険者一人一人の健康寿命を延ばすため、運動実践講座などのより良い生活習慣の保持を促進します。
- 生活習慣病の重症化を予防するため、特定健診の受診率向上に向けた取組を推進するとともに、保健師や管理栄養士による保健指導の充実に努めます。
- 医療費削減を図るため、ジェネリック医薬品を選択できるよう周知を行い、更なる使用を促進します。

2 国民健康保険制度の安定化

- 国民健康保険の安定的な財政運営を図るために、県と共同で国民健康保険の運営を担っています。今後、更なる安定運営のため国民健康保険税の納税相談や滞納処分などの取組により、収納率の向上を図り安定した財源の確保に努めます。

3 後期高齢者医療制度の安定化

- 保険財源の安定化を図るため、積極的な健診の推進や高齢者の「保健事業と介護予防の一体的な実施事業」による効果的な健康支援を実施します。保険料については、納付相談や滞納処分などの取組により、収納率の向上を図り安定した財源の確保に努めます。

◆国民健康保険の状況(一般被保険者)

年度	加入世帯 年度平均 (世帯)	被保険者 年度平均 (人)	一人当たり 保険税 (円)	一世帯当たり 保険税 (円)	収納率 現年分 (%)	療養諸費 (費用額) (千円)	一人当たり 療養諸費 (円)
平成28(2016)	10,463	18,277	98,963	172,871	94.18	7,002,590	383,137
平成29(2017)	10,338	17,973	100,349	174,461	94.49	7,204,032	400,825
平成30(2018)	10,183	17,652	104,601	181,323	94.39	7,213,298	408,639
令和元(2019)	10,028	17,265	103,529	178,245	95.08	7,127,000	412,800
令和2(2020)	9,997	16,973	104,514	177,446	95.83	6,907,351	406,961

資料:保険年金課

◆後期高齢者医療の状況

年度	被保険者 年度平均 (人)	一人当たり 保険料 (円)	収納率 現年分 (%)	療養諸費 (費用額) (千円)	一人当たり 療養諸費 (円)
平成28(2016)	11,827	44,035	99.59	12,506,268	1,057,434
平成29(2017)	11,931	45,717	99.54	12,603,008	1,056,325
平成30(2018)	11,943	47,617	99.55	12,655,934	1,059,695
令和元(2019)	12,038	49,979	99.60	12,907,302	1,072,213
令和2(2020)	11,965	55,240	99.78	11,924,401	996,607

資料:保険年金課